

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第 号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則（案）

栄養士法施行細則（昭和28年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（法第2条第1項に規定する養成施設及び法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設に係るもの並びに政令第1条第1項の申請書（同号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者が提出するものに限る。）を除く。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「（提出する書類が知事に提出する書類である場合に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。